

災害時職員初動マニュアル



令和3年5月
士別市

目 次

1	はじめに	1
2	災害時の危機管理	1
(1)	危機管理とは	1
(2)	危機の定義	1
(3)	未然防止のために	1
3	対象とする災害	1
4	マニュアルの目的と使い方	2
(1)	マニュアルの目的	2
(2)	マニュアルの使い方	2
(3)	マニュアルの範囲	2
(4)	留意事項	3
(5)	マニュアルの更新	3
5	職員の心得	3
(1)	日常の心得	3
(2)	災害発生時における対応	3
6	初動対応フロー	4
(1)	勤務時間内	4
(2)	勤務時間外	5
7	災害対策本部の配備体制	6
(1)	災害対策本部組織図	6
(2)	設置・廃止基準及びその通報と発表	7
(3)	災害対策本部の運営	7
(4)	現地対策本部	7
(5)	災害対策本部の業務分担（水害対策時）	8
(6)	災害対策本部の業務分担（全般）	11
8	非常配備体制	17
(1)	第1非常配備	17
(2)	第2非常配備	17
(3)	第3非常配備	18
9	災害に備えて知っておきたいこと	19
(1)	特別警報・警報・注意報	19
(2)	高齢者等避難・避難指示	19
(3)	雨の強さと降り方・被害	20
(4)	台風の強さ・大きさ	21
(5)	土砂災害の概要	23
(6)	土砂災害の前ぶれ現象	24
(7)	天気予報などで使用する1日の時間細分	25
(8)	地震から身を守るために	26

1 はじめに

災害発生時、市職員は災害応急対策や避難所における被災者対応など、市民の安全安心に直結した重要な役割を担っている。

このため、日頃から自分の役割を十分に把握し、災害発生前から災害に対する意識を持ち、いざというときに迅速で的確な行動がとれるようにしておくことが重要である。

本マニュアルは、こうした考えのもと「土別市地域防災計画」に基づき、職員の初動に関する概要をまとめたものである。

2 災害時の危機管理

危機管理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底することが大切である。

(1) 危機管理とは

危機を未然に防止し、または発生したときに被害を最小限に抑える諸活動をいい、危機管理には以下のようなものがある。

- ア 危機の未然防止
- イ 緊急時に対応するための事前準備
- ウ 危機発生時の基本的対応
- エ 危機終息後の対応

(2) 危機の定義

危機とは以下に該当する事態をいう。

- ア 市民の生命・身体・財産を脅かす重大な事態
- イ 市の行政運営・行政サービスに重大な支障を及ぼす事態
- ウ 市の行政信頼を著しく失墜させる事態

(3) 未然防止のために

- ちょっと変だな・・・
- 本当に大丈夫かな・・・
- という2つの危機管理に関する行動意識を持つこと
- たいしたことにはならないだろう・・・
- 何とかなるのでは・・・
- 昔からやっていたのだから・・・
- という危機を招く3つの意識を捨てること

3 対象とする災害

災害とは、災害対策基本法第2条において次のとおり定義されている。

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害。

このマニュアルでは、土別市においてこのような災害が発生、または発生するおそれがある場合を対象とする。

4 マニュアルの目的と使い方

(1) マニュアルの目的

本マニュアルは、士別市地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、職員が勤務時間内外にかかわらず、災害発生時において速やかに初動体制を確立し、的確な対応をとるためのものである。

(2) マニュアルの使い方

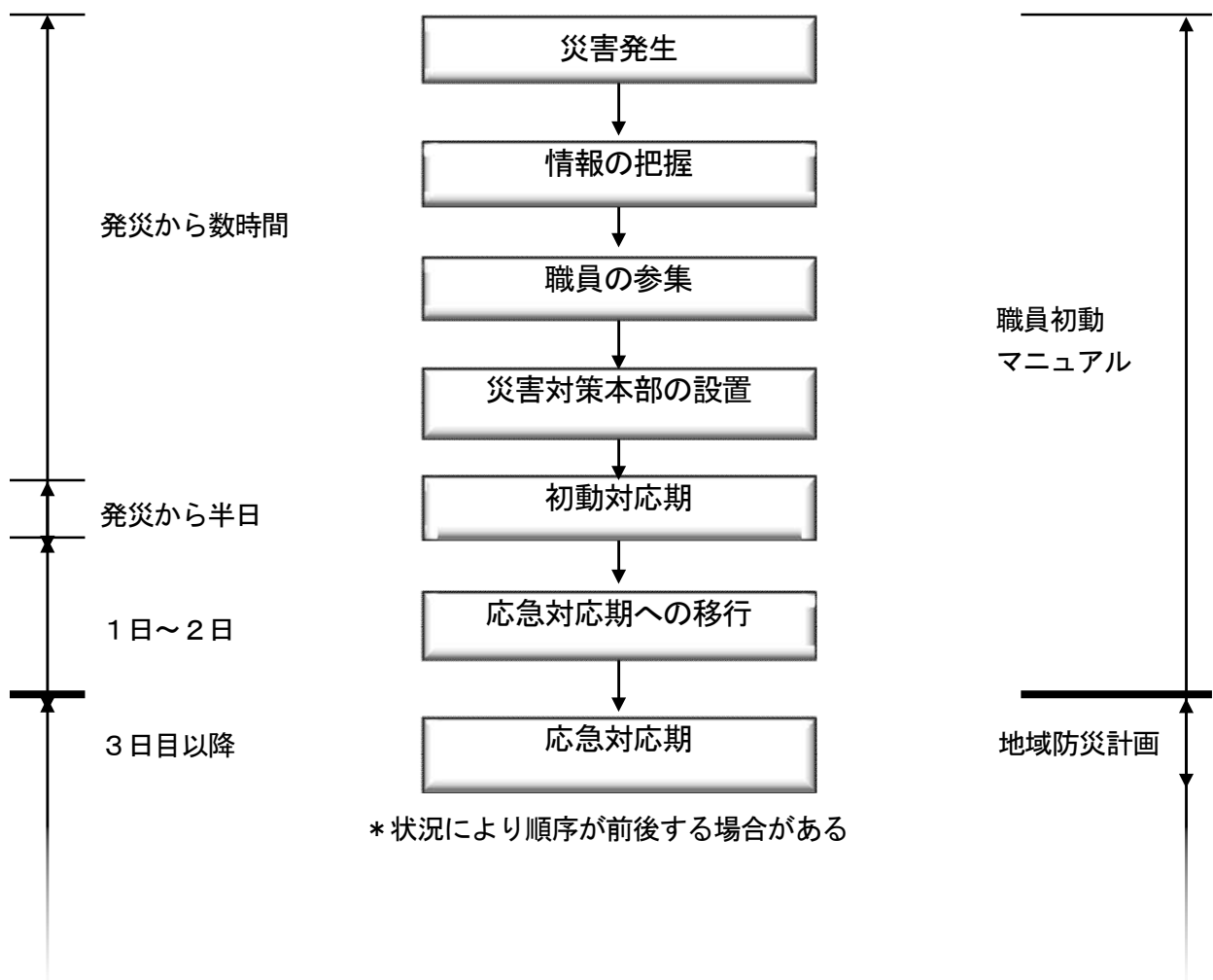
ア 災害が発生した場合には、本マニュアルを基本に行動するものとする。

イ 本マニュアルを日頃から身近に置き、内容を理解しておく。

ウ 本マニュアルに記載されていない予測不可能な事態が発生することも考慮し、状況に応じた的確で柔軟な対応をとるよう心掛ける。

(3) マニュアルの範囲

本マニュアルは、警報発表から発災、以後2日目までの初動対応期を念頭に構成している。引き続き3日目以降に行う災害応急対策は、計画に基づき対応する。



(4) 留意事項

災害対策本部における各部の部長は、配備体制及び業務分担に基づき、班編成や職員個々の役割分担等について、事前に決めておくものとする。

(5) マニュアルの更新

本マニュアルは、必要に応じて適宜内容の修正を行うものとする。

5 職員の心得

(1) 日常の心得

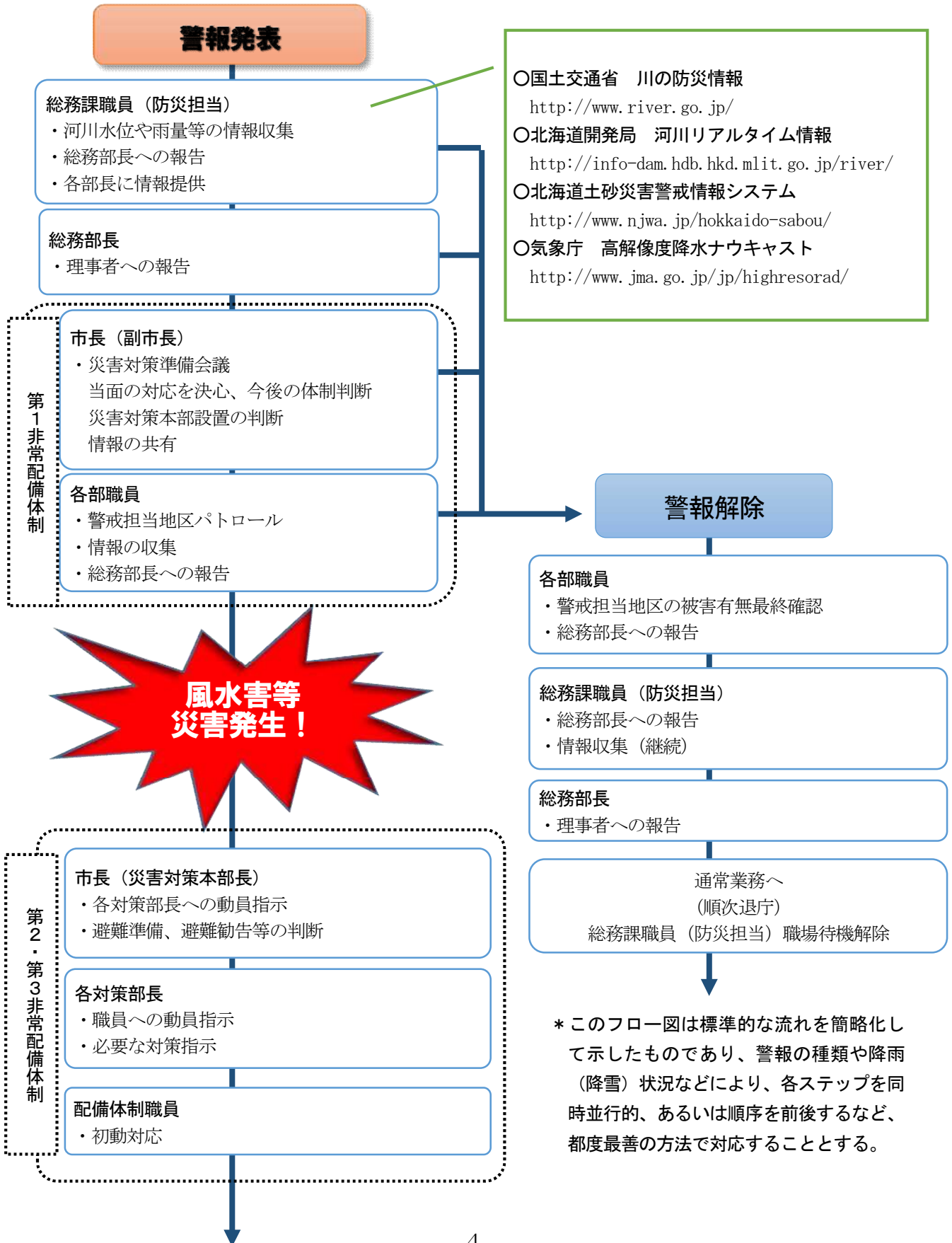
- ア 避難勧告等があった場合でも、職員は各職場に参集することが求められるため、日頃から家族がスムーズに避難できるよう、各家庭において避難所や集合場所の確認を徹底しておくことが必要である。
- イ 各課で緊急時における連絡網等を作成し、それぞれ連絡先を把握しておく。災害発生のおそれがあるときは、緊急を伴う連絡であるため、電話番号のほか、携帯電話のメールや無料通話・メールアプリなど、複数の連絡先を把握しておくことが望ましい。
- ウ 本市は地震がない地域ではあるが、大規模地震が絶対に発生しないとは限らない。したがって地震による落下物等でのケガを減らすため、普段から職場内の整理整頓を行い、倒れそうなものは固定するなどの対処をしておくことが望ましい。

(2) 災害発生時における対応

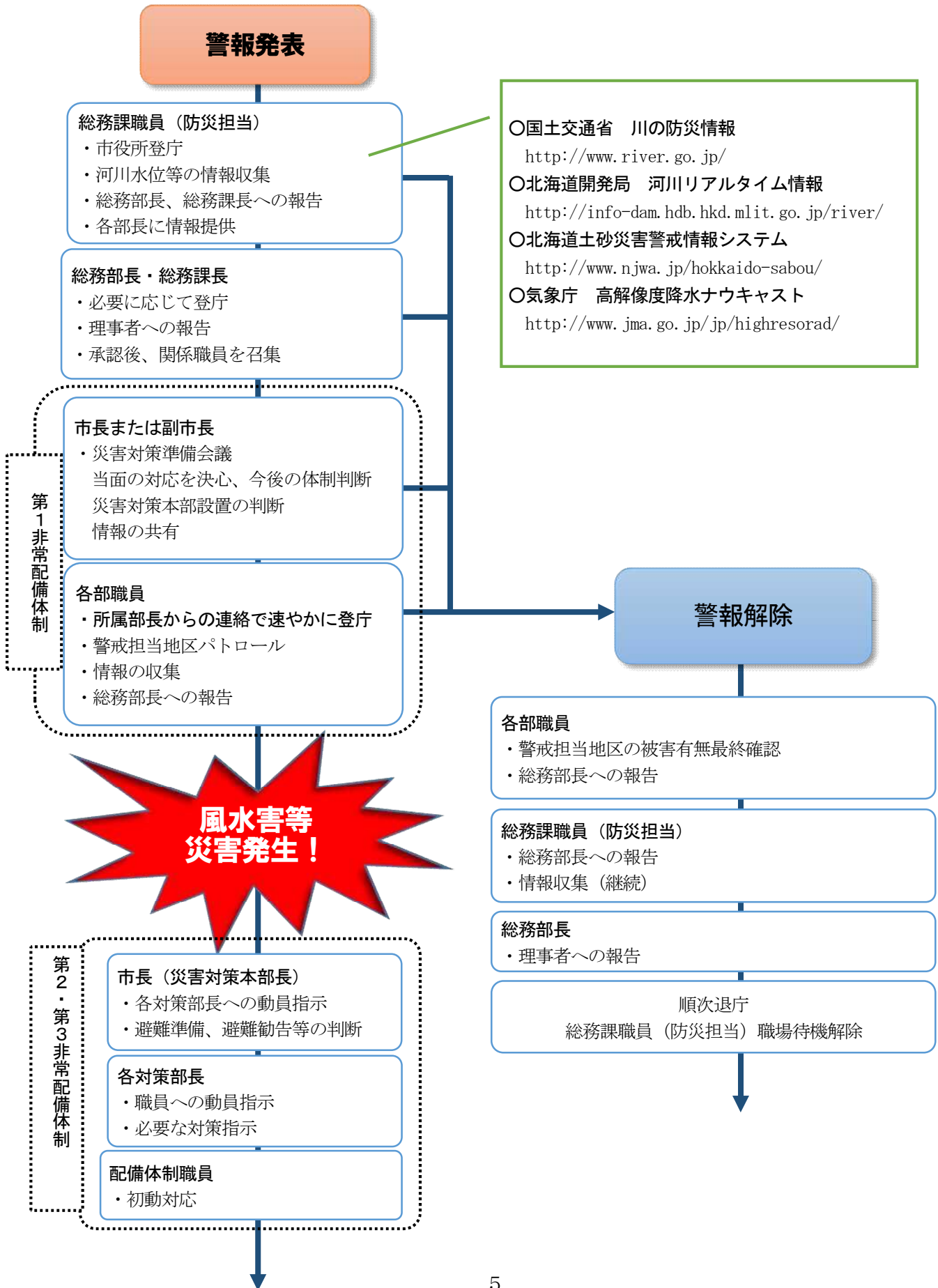
- ア 勤務時間内に災害が発生した場合
 - (ア) 勤務時間内に大雨特別警報や緊急地震速報などが放送された場合は、来庁者及び施設利用者を必要に応じて安全な場所へ誘導する。また、負傷者が発生した場合は、救急用品等により応急処置を行うものとする。
 - (イ) 本庁舎以外の施設で勤務している職員については、それぞれ定めている防災計画・避難マニュアルなどに基づき行動し、施設利用者の安全を確保すること。
- イ 勤務時間外に災害が発生した場合
 - (ア) 計画で定める非常配備体制に基づき、所属勤務場所に参集しなければならない。ただし、参集することが困難な場合は、直ちに所属長にその旨を報告するよう努める。
 - (イ) 服装は、応急活動ができる服装（作業服・雨合羽等）で、安全な靴や帽子、手袋を装着するよう心掛ける。なお、水害の発生により活動する際、長靴は中に水が入ると歩きにくく、脱げてしまう場合もあるなど、かえって危険を伴うこともあるため、状況に応じた靴を選ぶこと。
 - (ウ) 参集途上においても市内の被害状況の把握に努め、被害を発見した場合は、直ちに所属長を通じて本部へ報告するものとする。
 - (エ) 所属長は職員の参集状況を把握し、本部へ報告する。なお、所属長が不在の場合も想定されるので、あらかじめ代理者を選定しておく。

6 初動対応フロー

(1) 勤務時間内



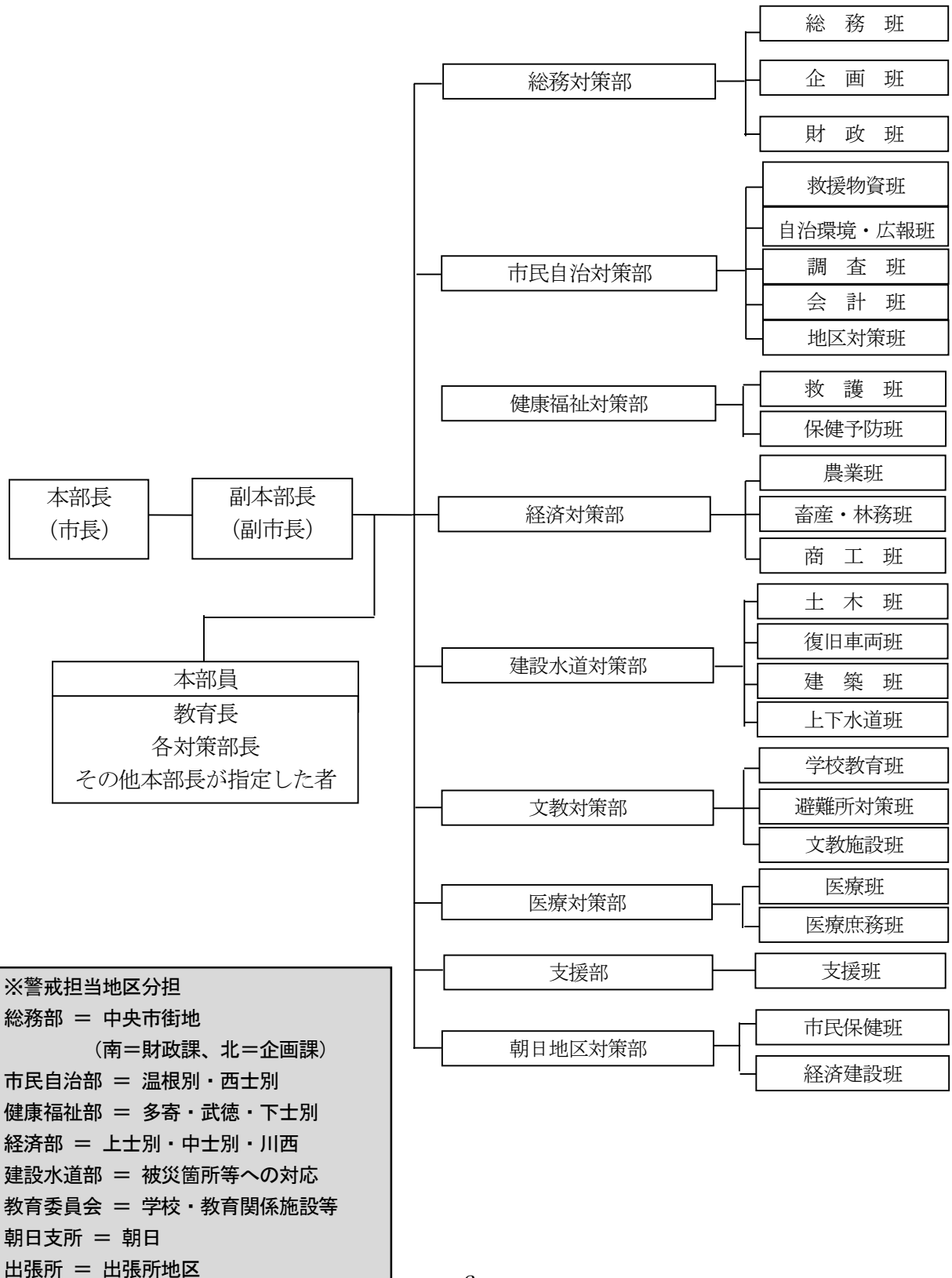
(2) 勤務時間外



7 災害対策本部の配備体制

本部の組織及び運営は「災害対策基本法」「士別市災害対策本部条例」「士別市地域防災計画」等の定めにより設置する。

(1) 災害対策本部組織図



(2) 設置・廃止基準及びその通報と発表

市長は、災害応急対策を実施するため、次の基準により本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 災害が広範囲にわたり、または拡大するおそれがあるとき。

(イ) 気象警報等が発せられ、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川において
氾濫注意水位を超え、さらに水位が上昇すると予想される時。

(ウ) 強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。

イ 廃止基準

(ア) 市長の判断に基づき、予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

(イ) 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

ウ 設置・廃止の通知

市長は、本部を設置または廃止したときは、直ちに次の関係機関に通知する。

・北海道知事（上川総合振興局長）・所轄警察署長（士別警察署）・士別地方消防事務組合消
防長・隣接市町長・防災会議構成機関・本部員・庁内職員・住民・その他防災関係機関

エ 設置場所・表示板（標旗）の掲出

(ア) 災害対策本部の設置場所は、原則として本庁舎内とする。

(イ) 本庁舎が被災し使用不能となった場合は、士別河川防災ステーション、士別市生涯学習情
報センター等の施設のうち、使用可能な施設に設置する。

(ウ) 本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板等を掲出する。

(3) 災害対策本部の運営

ア 災害対策準備会議

(ア) 災害対策準備会議は、市として対応方針を確立し、じ後の災害対応を迅速に行うために開
催する。

(イ) 災害対策準備会議は、本部長が招集する。特に、災害が週末に予想される場合には、注意
報・警報の発表を待たずに実施する場合がある。

(ウ) 会議内容（基準）

現在の天候、今後の見通し、各部の準備状況、対応方針、じ後の行動

イ 本部員会議

(ア) 本部員会議は、災害対策に関し災害予防、または災害応急対策の重要事項を協議推進する
ため、本部長が必要と認めた場合に開催し、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

(イ) 本部員会議は、本部長が招集する。

(ウ) 災害の規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を
開催することができる。

ウ 本部の庶務

本部の庶務は、士別市総務部総務課において処理する。

エ その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

(4) 現地対策本部

本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置
き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充て、現
地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(5) 災害対策本部の業務分担（水害対策時）

ア 大雨警報発令～災害対策本部設置まで

(ア) 大雨警報発令後（情報収集・集約）

各部等	主な実施項目
総務部	降雨・水位等の予測情報、備蓄品の在庫確認、車両の把握等
市民自治部	上士別・多寄・温根別地区の冠水状況等の確認
建設水道部	現地調査（細部は、大雨初期準備マニュアルによる。）
朝日支所	朝日地区の冠水状況の把握、備蓄品の在庫確認、車両の把握等

(イ) 第1非常配備体制（水防団待機水位に到達）～第2非常配備体制

各部等	主な実施項目
共通	災害対策準備会議 （現在の天候、今後の見通し、各部の状況、対応方針等）
総務部	情報収集・集約（継続）、関係機関（消防・警察等）への情報共有 市内パトロール（中央市街地 南：財政課、北：企画課） パトロール結果の集約
市民自治部	市内パトロール（温根別、西士別地区） 各出張所：市内パトロール（各出張所地区）
健康福祉部	市内パトロール（多寄、武徳、下士別地区）
建設水道部	現地調査（継続）、各ポンプの配置選定の事前選定
経済部	市内パトロール（上士別、中士別、川西地区）
生涯学習部	市内パトロール（学校・教育関係施設等）
朝日支所	市内パトロール（朝日地区）

パトロール経路図：別添

イ 災害対策本部設置～避難準備発令前まで

(ア) 災害対策本部設置（氾濫注意水位に到達）

各部等	主な実施項目
共通	災害対策本部会議 （避難勧告等の発令時期・場所及び開設する避難所について） 災害が長引いた場合を想定し、交代要員計画の策定に着手
総務部	情報収集・集約（継続）、本部会議準備、備蓄品の準備、関係機関への報告
市民自治部	各出張所の把握、広報の準備、応援物資調達準備
健康福祉部	関係機関との協力体制の確認
建設水道部	現地調査（継続）、ポンプの配置箇所の選定及び協定会社への要請、ポンプ不足の処置
生涯学習部	避難所対応職員の参集、学校休校の判断
市立病院	病院施設の点検
朝日支所	関係機関との協力体制の確認

(イ) 避難所開設準備

各部等	主な実施項目
総務部	情報収集・集約（継続）、避難所に必要な物資の調整
市民自治部	自主防災組織との連携確認、支援物資（食料、衣服等）の調達準備
健康福祉部	避難者の健康状況の把握、福祉避難所等へ移送する場合の判断基準
建設水道部	現地調査（継続）、優先順位に基づいた発電機・ポンプの配置
生涯学習部	避難所開設準備、児童生徒の避難誘導調整
市立病院	要支援者が病院に移送された場合の対応準備
朝日支所	避難所に必要な物資の調整

ウ 避難準備、高齢者等避難開始発令（避難判断水位に到達）～避難勧告発令前

各部等	主な実施項目
本部	開設する避難所の決定、状況により自主避難所の開設指示
総務部	情報収集・集約（継続）、災害状況の取りまとめ、避難者情報の集約
市民自治部	広報内容の記録、支援物資（食料、衣服等）の調達
健康福祉部	避難者の健康状況の把握、日赤救助活動との連絡調整
建設水道部	現地調査（継続）、樋門の水位状況の把握、状況により現地調査員の退避、排水活動
経済部	人畜の救出及び保護
生涯学習部	避難所開設運営、施設の被害状況調査及び報告
市立病院	要支援者が病院に移送された場合の対応準備
朝日支所	避難所に必要な物資の調整

エ 避難勧告開始発令（氾濫危険水位に到達）～堤防決壊前

各部等	主な実施項目
本部	継続的に現況の把握、不測事態（1000年に一度の大雨等）への対応、自衛隊に対する派遣要請を検討、消防との情報共有（火災発生情報等）
総務部	情報収集・集約（継続）、災害状況の取りまとめ、避難者情報の集約、応急復旧資材調達
市民自治部	広報の実施、支援物資（食料、衣服等）の調達、炊き出し食材の調達
健康福祉部	避難者の健康状況の把握（継続）、日赤救助活動との連絡調整
建設水道部	現地調査（継続）、樋門の水位状況の把握（継続）、排水活動（継続）
生涯学習部	避難所開設運営（継続）、避難者情報の報告
市立病院	要支援者が病院に移送された場合の対応
朝日支所	避難所に必要な物資の調整

オ 災害発生（堤防決壊）

各部等	主な実施項目
本部	継続的に現況の把握、特に災害状況・被害情報、り災者の居場所・人数確認、自衛隊に対する派遣要請の判断、車両の確保と配車指示、人命救助活動、負傷者の救護活動、災害ボランティアの受入対応
総務部	情報収集・集約（継続）、災害状況の取りまとめ、避難者情報の集約、災害派遣要請手続き、災害ボランティアの受入調整
市民自治部	広報の実施、支援物資（食料、衣服等）の調達、炊き出し食材の調達
健康福祉部	避難者の健康状況の把握（継続）、被災者相談所の開設検討
建設水道部	現地調査（継続）、樋門の水位状況の把握（継続）、排水活動（継続）
生涯学習部	避難所開設運営（継続）、避難者情報の報告
市立病院	要支援者が病院に移送された場合の対応
朝日支所	災害状況・被害情報、り災者の居場所・人数確認、車両の確保と配車指示、人命救助活動、負傷者の救護活動

※細部は、水害対策タイムライン及び各対策部長等の指示による。

(6) 災害対策本部の業務分担（全般）

※班長・副班長の役職は例示であるため、その役職が不在、または複数人いる場合は、各班内で適宜適任者を選任すること。

○総務対策部（部長：総務部長、副長：企画課長）

総務班（班長：総務課長、副班長：総務課副長）

構成：総務課

- 1 防災会議に関する事。
- 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。
- 3 災害対策本部の庶務に関する事。
- 4 災害対策の総括に関する事
- 5 気象の予警報及び情報の収集、伝達に関する事。
- 6 災害状況調査の取りまとめに関する事。
- 7 災害の記録及び報告に関する事。
- 8 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。
- 9 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。
- 10 関係機関との連絡調整に関する事。
- 11 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事。
- 12 職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関する事。
- 13 動員職員の出動状況の記録に関する事。
- 14 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事。
- 15 他の部及び部内他班の主管に属しない事。

企画班（班長：企画課長、副班長：企画課副長）

構成：企画課

- 1 ボランティアの受け入れに関する事。
- 2 被災住民からの陳情等の処理に関する事。
- 3 災害復旧と総合計画との調整に関する事。
- 4 中央関係機関に対する要望書及び資料作成に関する事。
- 5 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。
- 6 報道機関との連絡に関する事。
- 7 本部長及び副本部長の行動に関する事

財政班（班長：財政課長、副班長：財政課副長）

構成：財政課

- 1 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。
- 2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関する事。
- 3 災害経費の経理に関する事。
- 4 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。
- 5 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。
- 6 災害応急物品等の調達に関する事。

○市民自治対策部（部長：市民自治部長、副長：自治環境課長）

救援物資班（班長：市民課長、副班長：市民課副長）

構成：市民課

- 1 被災者及び本部職員その他災害応急対策従事者に対する食料品の調達及び配布に関する事。
- 2 本部職員その他災害応急対策従事者に対する衣服等の調達及び配布に関する事。
- 3 被災者に対する応急生活援助物資の調達、受付並びに給与及び貸与に関する事。

自治環境・広報班（班長：自治環境課長、副班長：自治環境課副長）

構成：自治環境課
環境センター

- 1 被災地の環境衛生保持に関する事。
- 2 被災地の清掃計画の作成及び実施に関する事。
- 3 住民組織（自主防災組織、自治会等）との連絡及び協力に関する事。
- 4 衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事。
- 5 住民に対する災害情報等の広報に関する事。
- 6 被災地の広報活動に関する事。
- 7 災害写真等の記録収集に関する事。

調査班（班長：税務課長、副班長：税務課副長）

構成：税務課

- 1 被災地域における被害の実態調査報告に関する事。

会計班（班長：会計管理局長、副班長：欠）

構成：会計課

- 1 災害経費の出納に関する事。
- 2 災害時における現金及び用品の受払いに関する事。
- 3 見舞金等の受け入れ及び保管に関する事。
- 4 災害当日の物資配布等の補助

地区対策班（班長：各出張所長、副班長：各出張所副長）

構成：上土別出張所
多寄出張所
温根別出張所

- 1 災害情報等の収集及び報告に関する事。
- 2 本部との連絡に関する事。

○健康福祉対策部（部長：健康福祉部長、副長：福祉課長）

救護班（班長：福祉課長、副班長：こども・子育て応援課長・介護保険課長・地域包括ケア推進課長）

構成：こども・子育て
応援課
福祉課
介護保険課
地域包括ケア
推進課

- 1 被災者の避難誘導に関する事。
- 2 被災者の安否確認に関する事。
- 3 避難所の収容者の把握、名簿の作成等に関する事。
- 4 被災者の収容に関する事。
- 5 被災者の生活救助に関する事。
- 6 被災者相談に関する事。
- 7 死体の収容安置、埋葬に関する事。
- 8 日赤救助活動との連絡調整に関する事。
- 9 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。

保健予防班（班長：保健福祉センター所長、副班長：保健福祉センター副所長）

構成：保健福祉センター

- 1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災地の防疫計画の作成及び実施に関する事。
- 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事。
- 4 保健所との連絡調整に関する事。

○経済対策部（部長：経済部長、副長：農業振興課長）

農業班（班長：農業振興課長、副班長：農地再編成課長）

構成：農業振興課
国営農地再編
推進課

- 1 農業施設、農用地、農産物等の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災農家の援護に関する事。
- 3 農業関係の災害復旧対策に関する事。
- 4 被災地の農産物等の伝染病予防及び防疫に関する事。
- 5 農作物種子その他生産資材の確保に関する事。
- 6 災害時の食糧の確保に関する事

畜産・林務班（班長：畜産林務課長、副班長：林務管理監）

構成：畜産林務課

- 1 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災農家の援護に関する事。
- 3 畜産、林務関係の災害復旧対策に関する事。
- 4 被災地の畜産等の伝染病予防及び防疫に関する事。
- 5 飼料その他生産資材の確保に関する事。
- 6 山林及び林業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事
- 7 林野の火災予防に関する事
- 8 林業関係の災害復旧対策に関する事
- 9 林業の応急融資に関する事

商工班（班長：商工労働観光課長、副班長：商工労働観光課副長）

構成：商工労働観光課

- 1 商工業及び観光事業関係の被害調査並びに応急対策に関すること。
- 2 被災商工業者の金融相談に関すること。
- 3 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。
- 4 労働相談に関すること。

○建設水道対策部（部長：建設水道部長、副長：都市整備課長、施設管理課長）

土木班（班長：都市整備課長、副班長：都市整備課主幹）

構成：都市整備課
土木係
都市マネジメント課管理係

- 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置に関すること
- 2 河川の水位及び雨量の情報収集並びに報告に関すること。
- 3 危険水防区域の警戒巡視に関すること。
- 4 土木施設の管理保全及び応急措置に関すること。
- 5 土木施設の災害復旧対策に関すること。
- 6 土木関係被害実態調査に関すること。
- 7 災害時の建築用復旧資材の確保及び受給計画に関すること。
- 8 公園施設の災害復旧対策に関すること。
- 9 公園施設の管理保全及び応急措置に関すること。

復旧車両班（班長：施設維持センター所長、副班長：施設維持センター副長）

構成：
施設維持センター

- 1 市建設用車両及び機械等の運行計画に関すること。
- 2 災害時の土木建設用の機械等の確保及び輸送に関すること。
- 3 応急作業用資機材の確保及び輸送に関すること。
- 4 災害時における救援物資、医療品の輸送に関すること。
- 5 被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。
- 6 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。
- 7 雪害対策及び障害物の除去に関すること。

建築班（班長：建築管理監、副班長：住宅係長）

構成：都市マネジメント課住宅係

- 1 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 2 被災者住宅対策に関すること。
- 3 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。

上下水道班（班長：上下水道管理監、副班長：上下水道係長）

構成：都市マネジメント
課上下水道係
都市整備課
水環境整備係

- 1 応急給水に関すること。
- 2 配水の調整及び水質保全に関すること。
- 3 水源地の管理保全に関すること。
- 4 上下水道施設の保全管理に関すること。
- 5 上下水道施設の被害状況の調査及び応急処理に関すること。
- 6 上下水道施設の災害復旧対策に関すること。

○文教対策部（部長：生涯学習部長、副長：合宿の里統括監）

学校教育班（班長：学校教育課長、副班長：教育事務管理監）

構成：学校教育課

- 1 教育施設等の被害調査に関すること。
- 2 児童生徒の避難及び救護に関すること。
- 3 被災児童、生徒の応急教育対策に関すること。
- 4 学用品等の配給に関すること。
- 5 各学校との連絡調整に関すること。

**避難所対策班（班長：社会教育課長、副班長：中央公民館長、図書館長・博物館長・
学校給食センター所長・地域教育課長）**

構成：社会教育課
中央公民館
図書館
博物館
学校給食センター
地域教育課

- 1 避難所の開設及び運営管理に関すること。
- 2 被災者への給食炊出しに関すること。

**文教施設班（班長：合宿の里・スポーツ推進課長、
副班長：合宿の里・スポーツ推進課副長）**

構成：
スポーツ推進課

- 1 教育施設の管理保全及び応急措置に関すること。
- 2 教育施設の災害復旧対策に関すること。
- 3 文化財の保護及び応急対策に関すること。

○医療対策部（部長：病院長、副長：病院副院長）

医療班（班長：病院長、副班長：病院副院長）

構成：市立病院医師
市立病院看護師

- 1 被災者の応急医療に関すること。

医療庶務班（班長：副院長、副班長：経営管理部長）

構成：総務課

- 1 医療品及び医療器材の確保に関すること。
- 2 他市町村の医療機関への協力依頼に関すること。

○支援部（部長：議会事務局長、副長：農業委員会事務局長）

支援班（班長：議会事務局総務課長、副班長：監査委員事務局長）

構成：議会事務局
農業委員会事務局
監査委員事務局

- 1 各部、班への緊急支援に関すること。

○朝日地区対策部（部長：朝日支所長、副長：地域住民課長）

市民保健班（班長：地域住民副課長、副班長：地域住民課係長）

構成：地域住民課

- 1 朝日地区の市民対策及び保健福祉対策の業務に関すること。
- 2 動員職員の出動状況の記録に関すること。
- 3 朝日総合支所内の電力及び電話の管理・確保に関すること。
- 4 朝日地区における被災住民の陳情等の処理に関すること。
- 5 朝日地区における被災地の広報活動に関すること。
- 6 朝日地区における災害写真等の記録収集に関すること。

経済建設班（班長：経済建設課長、副班長：経済建設課副長）

構成：経済建設課

- 1 朝日地区の経済対策及び建設水道対策の業務に関すること。

8 非常配備体制

災害に対応するための非常配備は、原則として3パターンとし、配備基準、配備内容、配備時期等の基準は、それぞれ下表のとおりとする。

(1) 第1非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 気象業務法に基づき気象に関する情報、または警報が発表され、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川で水防団待機水位を超えたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が必要と認めたとき。	・情報連絡に総務班が当たる。 ・情報連絡のため各部長をもって当たるもので、状況により次配備体制に円滑に移行できる体制とする。	・災害対策準備会の開催準備 ・情報収集や情報連絡 ・各機関への要請準備	総務課 及び各 部長・課 長・副長

第1非常配備体制下の活動

- ① 総務部長は、本部長の指示を受け、本部長（または副本部長）不在間の指揮を執る。
- ② 総務課長は、総務部長の配備指令を受け、各部課長等に通知する。
- ③ 総務課長は、総務課職員（防災担当）に対し、旭川地方気象台、その他関係機関と連絡をとらせ、気象・地象・水象その他災害に関する情報を収集させ、適時に掌握する。
掌握した情報については、本部長、総務部長に報告する。
- ④ 各部課長は、情報、または連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に必要な指示を行う。（必要な職員については、各部長所定）
- ⑤ 第1非常配備につく職員は、1時間以内の登庁を予期しつつ行動を制限・登庁準備を行い、登庁指示後、速やかに登庁するものとする。また、状況の緊迫度に応じて人数を増減する。

(2) 第2非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 局地的な災害の発生が予想される場合、または発生したとき。 2 震度5（弱、強）の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	・各部の所要人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	・本部員会議の開催 ・情報収集、連絡 ・各部長の指揮下に入り活動開始	第1非常配備体制を含め必要職員

第2非常配備体制下の活動

- ① 本部の機能を円滑にするために、必要に応じて本部員会議を開催する。
- ② 各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。
- ③ 総務対策部長は、関係対策部長及び防災会議構成機関と相互に連絡し、客観情勢を判断するとともに緊急措置について本部長に報告する。
- ④ 各対策部長は次の措置を取り、その状況を本部長に報告する。
 - ・災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - ・装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配備する。
 - ・関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第3非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 広域にわたる災害の発生が予想される場合、または被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。 3 予想されない重大な被害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の全員をもって当たるもので状況により災害応急活動ができる体制とする。	本部長の命により災害業務全般を遂行	全職員

第3非常配備体制下の活動

各対策部所属職員全員をもって災害対策活動に全力を集中するとともに、各対策部長はその活動状況を本部長に報告する。

○本部連絡員

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置く。本部連絡員には、総務対策部員を充てる。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

※災害の規模や特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

また、本部が設置されていない場合においても、必要と認めるときは非常配備の基準により配備体制をとる。

(4) 参照すべきマニュアル等

- ア 水害対策タイムライン
- イ 大雨初期準備マニュアル
- ウ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル
- エ 避難所マニュアル

9 災害に備えて知っておきたいこと

(1) 特別警報・警報・注意報

気象庁では、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。特別警報・警報・注意報は関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民へ伝えられる。

ア 特別警報

特別警報は、これまでの「警報」の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表される。なお、「〇〇特別警報」という名称で発表するのは、大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪の6種類となっている。

イ 警報・注意報

大雨や暴風など、重大な災害が起きるおそれがあると予想したとき、短時間強雨に関するものは2～3時間前に、そのほかの警報・注意報は危険になる3～6時間前に市町村単位で発表される。

警報	注意報	対象とする現象や災害
大雨	大雨	大雨、がけ崩れなどの土砂災害、浸水
洪水	洪水	河川の増水、はん濫
暴風	強風	暴風または強風
暴風雪	風雪	暴風雪または風雪、交通障害
大雪	大雪	大雪、交通障害

(2) 避難準備、高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）

災害の危険が迫り、住民の避難が必要になった場合に、避難に関する情報を災害対策本部から発表することとしている。3種類の情報は状況の深刻度に応じて出され、住民には各情報・警戒レベルに応じた避難行動を求めることとする。

ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難に時間を要する人（高齢者、障がいがある人、乳幼児がいる人）に対して、避難を開始することを求めるときに発令。


イ 避難指示（警戒レベル4）

災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるときに発令。

(3) 雨の強さと降り方・被害

雨の強さによって人の受けるイメージや発生する災害などは次のとおり。

雨の強さ（気象庁HPから）

イメージ図	雨の状態
	<p>やや強い雨（1時間に10～20mm未満の雨）</p> <p>ザーザーと雨が降り、地面からの跳ね返りで足下が濡れます。この程度の雨でも長く続くときは、注意が必要です。</p>
	<p>強い雨（1時間に20～30mm未満の雨）</p> <p>傘をさしていても濡れるほどのどしゃ降りの雨です。側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まります。</p>
	<p>激しい雨（1時間に30～50mm未満の雨）</p> <p>バケツをひっくり返したように降る雨です。山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要です。道路が川のようになり、下水管から雨水があふれることがあります。</p>
	<p>非常に激しい雨（1時間に50～80mm未満の雨）</p> <p>ゴーゴーと滝のように降る雨で、辺りが水しぶきで白っぽくなります。マンホールから水が噴出したり、土石流が起こりやすくなったり、多くの災害が発生します。</p> <p>猛烈な雨（1時間に80mm以上の降雨量）</p> <p>息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる。雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要です。</p>

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、旭川地方気象台では「大雨注意報」や「大雨警報」を発表して注意や警戒を呼び掛けている。




(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがある。
なお、士別市では「1時間に90mm以上の降雨」。

(注3) 表は、この強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示している。
なお、表に示した雨量があっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがある。この表では、ある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまったりする場合もある。

(4) 台風の強さ・大きさ

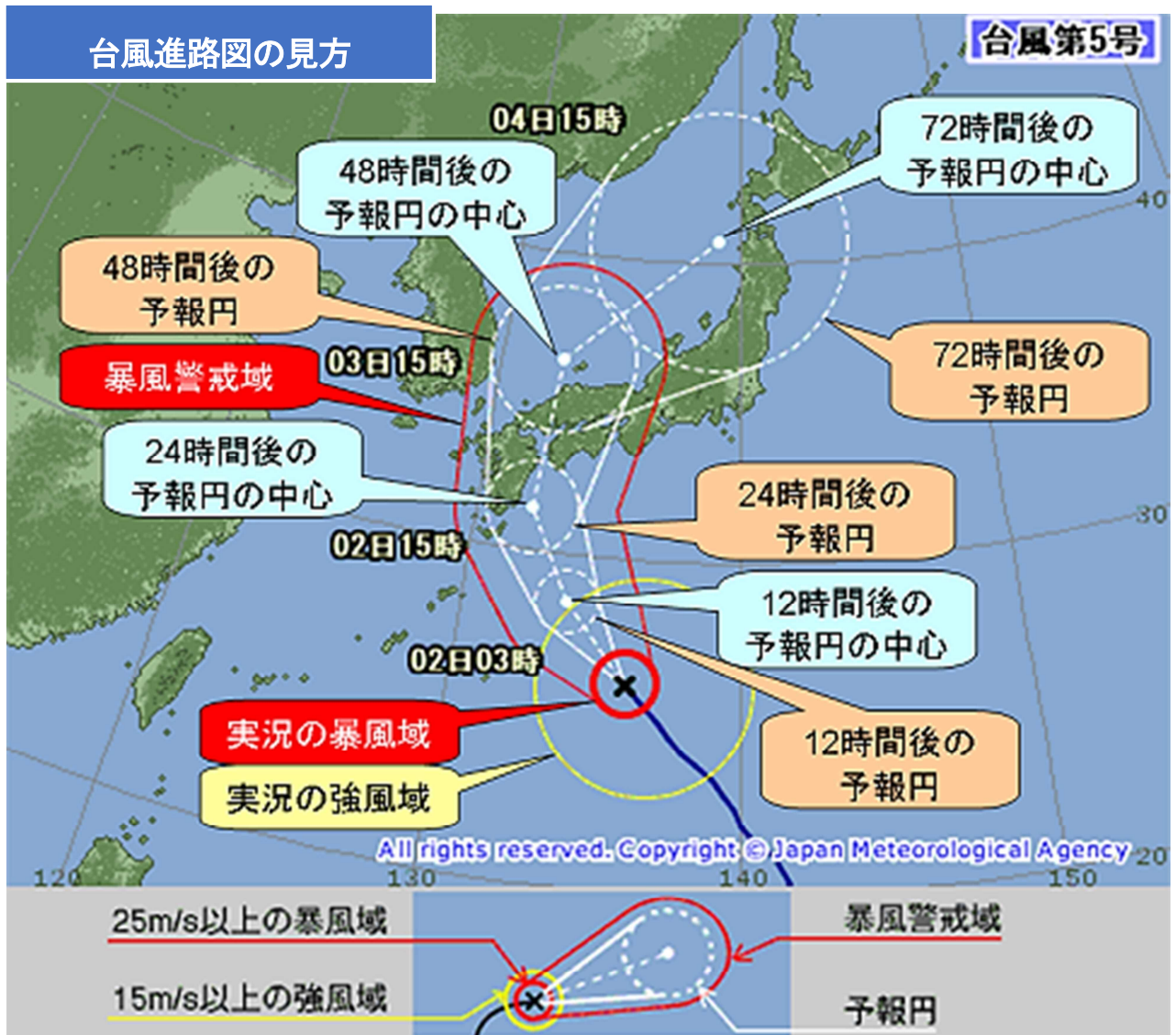
「台風」とは、北西太平洋、またはシナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを台風といい、台風の強さや大きさは、中心付近の最大風速、強風域の大きさによって階級が決まっている。

台風の強さ

階級	最大風速	イメージ図
強い	33m/s 以上 44m/s 未満	
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満	
猛烈な	54m/s 以上	

台風の大きさ

階級	風速 15m/s 以上の強風域の半径
大型 (大きい)	500km 以上 800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上



進路図には、台風の現在位置や暴雨域、強風域が円で表されている。その上に表示された時刻に、中心が到達していると予想される位置を予報円として表示している。


予報円の外側には、中心が予報円に入った場合、暴風域に入る可能性のある区域を「暴風警戒域」として表示している。

予報円に入る確率は70%であるため、暴風警戒域から外れているので安心と思いがちだが、台風の進路は日ごとに変化しているため、常に最新の情報をチェックする必要がある。

(5) 土砂災害の概要

大雨が降ると、雨による地盤の緩みなどが生じるため、土砂災害特別警戒区域に指定されていない箇所についても、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）・土石流・地すべりといった、土砂災害に注意が必要である。







土砂災害の種類

土砂災害	概要	イメージ図
<p>がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)</p>	<p>地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちる現象。</p> <p>突発的に起こり、瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、被害が大きくなる。また地震をきっかけに起こることもある。</p>	
<p>土石流</p>	<p>谷や斜面にたまった土・石・砂などが、大雨などの集中豪雨による水と一緒に流れて出てくる現象。</p> <p>破壊力が大きく、また、流れる速度も速いため、大きな被害をもたらす。</p>	
<p>地すべり</p>	<p>比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと移動する現象。</p> <p>一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると、住宅や道路、耕地などに大きな被害を及ぼしたり、川をせき止めて洪水等を引き起こしたりすることがある。</p>	

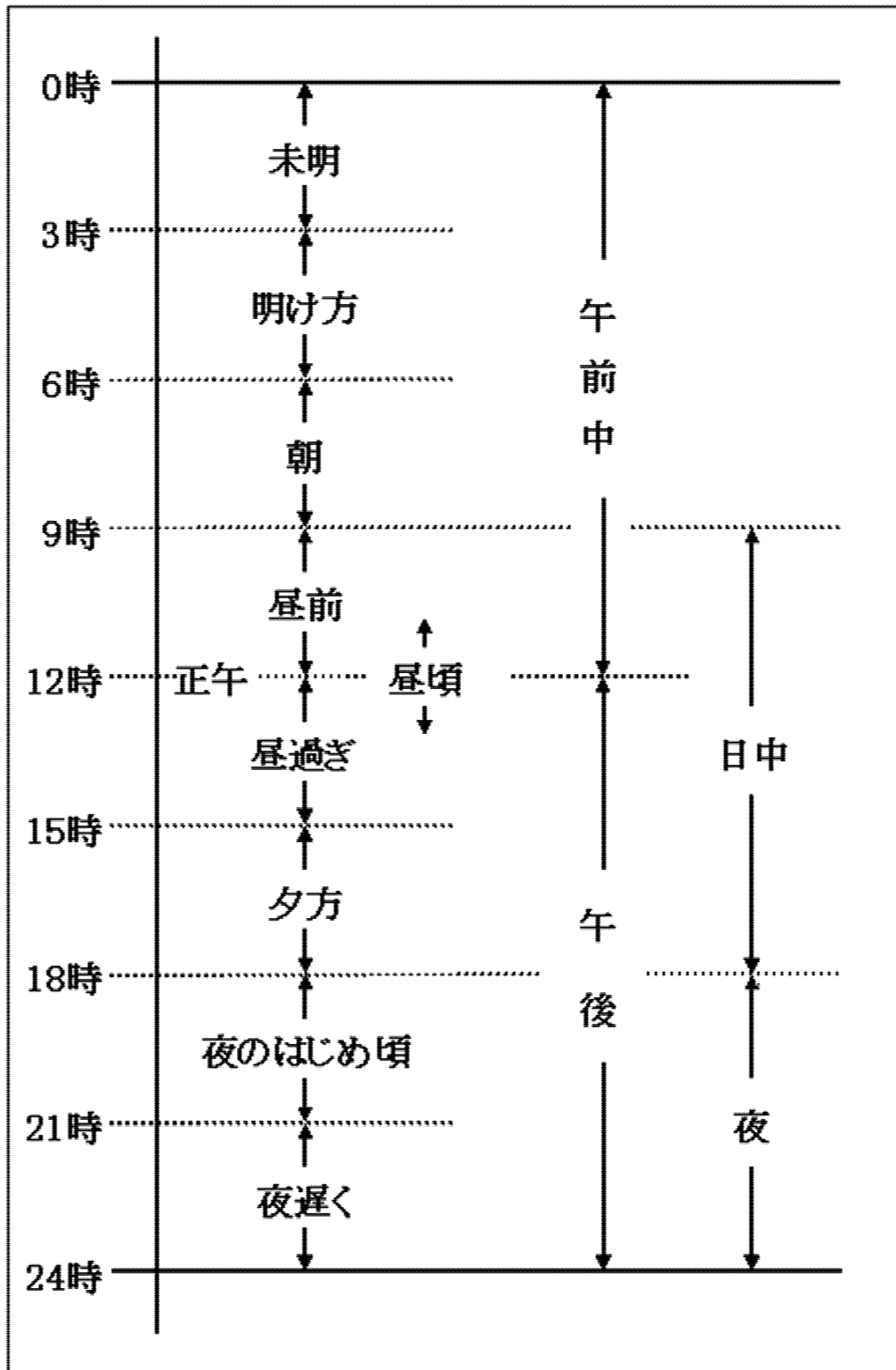
(6) 土砂災害の前ぶれ現象

土砂災害の発生を事前に予測することは難しいが、以下のような前兆現象が知られているため、危険を感じたときには安全な場所に避難することが望ましい。

主な土砂災害の前ぶれ現象

<p>山鳴りがする</p> 	<p>雨が降り続けているのに川の水位が下がる</p> 
<p>川の水が急に濁り流木が混ざり始める</p> 	<p>小石がパラパラ落ちてくる</p> 
<p>地面にひび割れができる</p> 	<p>斜面から水が噴き出す</p> 

(7) 天気予報などで使用されている1日の時間細分



(8) 地震から身を守るために

ア 揺れを感じたら

(ア) 屋 内

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、姿勢を低くする、体・頭を守るなどといった、身の安全を最優先して行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」、「倒れてこない」、「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

(イ) 屋 外

- ・カバンやバッグで頭を守る。
- ・塀や自動販売機から離れる。

イ 揺れがおさまったら

- ・火の元を確認する。
- ・家族の安否の確認をする。
- ・窓やドアを開けて出口を確保する。
- ・テレビやラジオから情報を確認し、流言飛語に惑わされない。

ウ 避難するときの注意点

- ・電気のブレーカーやガスの元栓は締めてから避難する。
- ・避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ・隣近所でお互いに協力し合う。

エ 火災が発生したら

(ア) 大声で知らせる。

「火事だ!」と大声を出して、隣近所に助けを求める。小さな火でも119番に通報

(イ) 初期消火を試みる。

ボヤでおさまるのは、出火から3分以内が限度。それまでに様々な手段を用いて消火を試みる。

(ウ) すばやく逃げる。

天井に火が燃え移ったら初期消火は中断し、煙を吸い込まないように低い姿勢で直ちに避難する。

オ 揺れの大きさと想定される被害

震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
かなりの恐怖感 花瓶などの座りの悪い置物が倒れることがある。	多くの人が身の安全を凶ろうとする。 棚にある食器や書籍が落ち、固定していない家具が移動することがある。	多くの人が行動に支障を感じる。 重たい家具や自動販売機が倒れることがある。	立っていることが困難になる。 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 壁やタイルや窓ガラスが破損・落下する。	立っていることが出来ず、這わないと動くことができない。 耐震性の低い木造建物は傾くものや倒れるものが増える。